

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年7月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県ゆとり生活創造センター（以下「センター」という。）

(2) 所在地

秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2

(3) 設置目的

自由時間を利用した活動及びボランティア活動をはじめとする自主的な社会貢献活動を行う団体等に対し、これらの活動に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、これらの団体等の交流その他の活動を支援し、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(4) 規模等

ア 構造 木造、一部鉄筋コンクリート造

イ 階数 地下1階（工房棟）、平屋建、一部2階建（会議棟、昭和館「民家・蔵」）

ウ 延床面積 3,521.60平方メートル

エ 主な施設 研修室、会議室、多目的工房、食工房、応接間及び大広間

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 自由時間を利用した活動及び自主的な社会貢献活動に対する支援に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。

(ア) 共同事業体の構成団体の全てが申請をする団体に必要な資格等の要件を満たす必要がある。

(イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。

(ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定の締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。

(エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

ウ 県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立若しくは民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく民事再生手続開始の申立（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされている団体

オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体

カ 役員又は申請の委任を受けた使用者のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの秋田県ゆとり生活創造センター指定管理者事業計画書

イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ 誓約書
- サ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課地域協働推進班（電話番号018-860-1245）

(3) 提出期限

令和2年10月1日（木）午後5時15分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

- (1) あきた未来創造部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適切と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

- (2) 選定は、令和2年10月下旬（予定）までに行い、その結果については、書面により速やかに申請した団体に通知するとともに、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<https://www.pref.akita.lg.jp/>)により公表する。

7 募集要項の交付

- 5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、令和2年7月28日（火）から同年10月1日（木）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、210円切手を貼った返信用封筒（角形2号の大きさで、送付先を記載したもの）を同封すること。

8 説明会

- (1) 日時
令和2年8月18日（火）午前10時
- (2) 場所
秋田県ゆとり生活創造センター研修室3
- (3) その他
説明会への参加を希望する団体は、令和2年8月12日（水）までに、9(10)にファクシミリ又は電子メールで説明会参加申込書を提出すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請団体に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定された団体を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (4) 指定期間の予算総額は293,345千円を限度とする。
- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定める。
- (6) センターの使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。
- (7) 指定管理者は、センター内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (8) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (9) 詳細は、募集要項による。
- (10) 問合せ先

秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課地域協働推進班
(電話番号018-860-1245、ファクシミリ018-860-3875)